平成２４年（フ）第３６号
島根県出雲市天神町606番地10　シャルム天神202
債務者　松嶋　康裕
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７４号
岡山県倉敷市平田257番地18
債務者　青淵　静郎
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
高知市愛宕町４丁目１番19号、住民票上の住所高知市福井町2266番地13
債務者　門田　美鈴
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６７号
高知市薊野北町２丁目14番20号　サンライフモラ１号室、住民票上の住所高知市薊野西町１丁目26番15号
債務者　中山　建夫
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７８号
高知市曙町１丁目７番15号　メゾンハープ３Ｆ
債務者　後藤芽久美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４５号
東京都立川市曙町３丁目７番10号都営曙アパート１―806
債務者　開作　惠子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２９号
東京都小平市小川町１―427アガサシオン402、住民票上の住所東京都立川市栄町６丁目１番地
債務者　輿水　辰己
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3016番地
債務者　吉澤　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９９号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3016番地
債務者　吉澤　桂子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７６号
神奈川県大和市福田4074番地　ル・ソレイユ102
債務者　青木ヤス子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３５号
東京都八王子市天神町18番地３扶桑マンション１号
債務者　佐藤　裕二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９１５号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番11号　村岡東寮、住民票上の住所神奈川県藤沢市善行団地５番２―302号
債務者　上杉　久男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
熊本県天草市五和町二江4692番地５
債務者　吉川富士子（旧姓濱）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月26日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３７２号
東京都八王子市椚田町512番地９エステートピア朋友302号
債務者　野村　周生
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１２号
愛知県豊橋市吉川町235番地　Ａ―３
債務者　松井　良大
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部